

令和2年5月吉日

会員事業所各位

ひたちなか商工会議所
(公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応に関するご案内

拝啓 新型コロナウイルスの影響をお受けになられている会員企業、そして罹患されている方及びご家族ご親族の皆様におかれましては一日も早いご回復をお祈り申し上げます。

平素は商工会議所の運営にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、商工会議所の共済制度引受会社であるアクサ生命保険株式会社では、下記の対応を行うことになりましたので、ご案内申し上げます。

つきましては、当商工会議所職員ならびにアクサ生命共済推進員がご訪問した際には、現在ご加入いただいている共済制度を安心して継続していただき、企業経営のお役に立てる情報提供としてご理解いただき、詳しく説明をお聞きいただければ幸いです。

敬具

【ご契約に対する特別取扱いにつきまして】

保険料のお払い込みが一時的に滞った場合、保険料のお払い込みを猶予する期間を2020年8月31日まで延長いたします。2020年3月1日より2020年5月31日までに新たに保険料のお払い込みに遅延が生じるとご契約が対象となります。

注) 個人保険についてはお客様からの申し出がなくとも適用されますが、生命共済・特退金については、お客様からの申し出が必要となります。

【「健康相談サービス」によるお客さまへのサポートにつきまして】

新型コロナウイルスへの対応に不安をお持ちの方のために、一部のお客さまにご利用いただいております「24時間電話健康相談サービス」を、2020年5月末までの間、全てのご契約者さま、被保険者さまと同居のご家族の皆さまに無料でご利用いただけるようにいたします。保健師・看護師等のヘルスカウンセラーが24時間年中無休で新型コロナウイルス感染症に関するご相談を承ります。

【保険金・給付金のお支払いにつきまして】

新型コロナウイルス感染症は、入院給付金のお支払対象となる疾病に該当します。なお、入院給付金は治療を目的とした入院に対してお支払いをいたしますので、検査結果が陽性であるかどうかにかかわらず、医師の指示により医療機関に入院された場合は、お支払対象となります。

また、新型コロナウイルス感染症により死亡された場合は死亡保険金のご請求対象となります。

入院給付金に関するお取扱いにつきまして

新型コロナウイルス感染症に罹患されたお客様への入院給付金のお支払いについて、医療機関の事情等により、医師の指示で、ご自宅またはその他病院等と同等とみなされる施設（ホテル等の滞在型施設）で治療を受けられた場合も、その治療期間に関する医師の証明書等をご提出いただくことで、入院給付金のお支払い対象としてお取扱いいたします。

【契約者貸付に対する特別金利の適用】

新規の契約者貸付に対する利息につきまして、一律に以下のお取り扱いをいたします。

対象となるご契約	2020年3月より2020年5月に新たに貸付を行ったご契約 （但し、変額保険、個人年金保険等は除く）
特別金利	年利0.00%
契約者貸付金額の上限	1契約あたりの貸付限度額まで *貸付限度額は、解約返戻金の一定割合となり、商品・ご契約内容によりお貸し付けができない場合がございます。
特別金利適用期間	2020年3月1日から2020年9月30日まで
受付期間	2020年3月1日から2020年5月31日まで

*2020年3月1日以降、新規の契約者貸付をご利用いただいた場合、上記の特別金利は貸付日に遡及して適用いたします。なお、個人年金保険については、予定利率+0.5%の特別金利を適用します。

*お申込みの状況等に応じて、受付期間を短縮することがあります。

【上記内容に関するお問合せ先】

本件に関するご確認・お問い合わせは、アクサ生命営業担当者または下記カスタマーサービスセンターにて承ります。

アクサ生命 カスタマーサービスセンター

0120-568-093

受付時間 平日 9:00~18:00 土曜日 9:00~17:00

（日・祝日、12月30日~1月4日を除きます。）

【当文書問い合わせ先】 〒312-8716 ひたちなか市勝田中央14番8号
ひたちなか商工会議所

TEL 029-273-1371

【共済制度引受会社】 〒310-0803 水戸市城南1-1-6 サザン水戸ビル 4F
アクサ生命保険株式会社 水戸営業所

TEL 029-224-3510

詳しくはアクサ生命ホームページ (<https://www.axa.co.jp/>) をご参照ください。